## 第 409 回 東京地方最低賃金審議会 議事録

1 日 時 令和元年8月1日(木) 午後1時31分から午後3時5分

2 場 所 東京労働局 九段第3合同庁舎11階 共用会議室第2-1

3 出席者 公益代表委員6名 労働者代表委員5名 使用者代表委員6名

4 議事録

課長補佐

都留委員 皆様、こんにちは。定刻になりましたので、第409回東京地方最低賃 金審議会を始めます。初めに、委員の出欠状況について事務局から報告

してください。

それでは、御報告申し上げます。本日は労側、新井委員から御欠席と の連絡をいただいておりますが、委員定数 18 名のうち 17 名が御出席で すので、現時点におきまして最低賃金審議会令第5条第2項に定める定 足数である、全委員の3分の2、12名以上、又は、各側委員の各3分の 1以上を満たしておりますことを御報告いたします。

都留委員 では、本日の議事録の署名は審議会運営規定第7条に基づき、公益委 員は私、労側委員は大島委員、使側は海老澤委員にお願いいたします。

> それでは、お手元に配布されている議事次第に従って順次進めてまい ります。まず議事(1)です。令和元年7月31日付中央最低賃金審議会 におきまして、答申が出されております。その「令和元年度地域別最低 賃金額改定の目安について」という答申内容に関し、事務局から説明を お願いします。

賃金課長

それでは、御説明いたします。資料としましては、お配りしておりま す資料の3ページの資料1-1、具体的には資料の5ページ以降になりま す。「令和元年度地域別最低賃金改定の目安について (答申)」がござい ますのでそれを御覧ください。中央最低賃金審議会では本年7月4日、 地域別最低賃金額改定について諮問がなされた後、4回の目安小委員会で の審議を経て、昨日7月31日に中央最低賃金審議会、藤村博之会長から、 根本匠厚生労働大臣に対して、令和元年度地域別最低賃金額改定の目安 について答申されました。答申内容はお手元の資料のとおりなのですが、 そのうち、答申の記以下 5 項目につきまして読み上げさせていただきま す。

(答申文朗読)

賃金課長

次に資料の 6 ページでございます。ここに「令和元年度地域最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解」が示されております。まず、令和元年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安の一覧表が出ております。目安額の一覧表について御説明いたします。目安額は、都道府県が A ランクから D ランクに 4 区分され、ランクごとに上から 28 円、27 円、26 円、26 円と示されております。東京都は A ランクに区分され、目安額は 28 円とされております。本年度の目安額の特徴といたしましては大きく2点ございます。1点目として、目安額は全国加重平均で 27 円、引上げ率に換算して 3.09%となり、昭和 53 年に目安制度が始まって以降最大となったことです。

2点目として、目安額が全ランクで昨年の目安額を超える水準となっており、地域間格差に配慮する観点から C、D ランクで同額、A ランクと D ランクの目安の差も 2 円となっていることが挙げられます。

次に、資料の6ページの2の(1)に目安小委員会の審議経過、公益委員会議を取りまとめるに当たって検討した事項及び目安小委員会の公益委員が地域別最低賃金の審議に際し期待する事項について示されております。以下読み上げさせていただきます。

## (答申文朗読)

賃金課長

以上が公益委員見解でございます。ただいま読み上げました中で、平成 29 年全員協議会報告という文言が出てまいりましたが、それにつきまして、本日は報告の詳細について御説明を割愛させていただきますが、資料の 13 ページの資料 1-2 に「中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会報告」が付いております。ここでは、趣旨についてのみ説明させていただきますけれども、目安制度は、昭和 53 年から始まった最低賃金の全国的な整合性を図るために設けられた制度でありまして、中央最低賃金審議会が全国を 4 つのランクに分けて、地域別最低賃金目安額を示すことにしております。目安制度につきましては、概ね 5 年に一度、中央最低賃金審議会の委託を受けて、全員協議会が設置されまして、そこで審議されて見直しをされております。審議の結果につきましては、このように全員報告という形でまとめられまして、中央最低賃金審議会に報告されているところです。ただ今御覧いただいておりますものは、平成 29 年 3 月 28 日に取りまとめられた平成 29 年全員協議会

報告でございます。

資料の 8 ページは「中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告」 でございます。これも少し長いですが、読み上げさせていただきます。

## (小委員会報告朗読)

賃金課長

記以下ですが、冒頭申し上げた公益委員見解と同じ内容でございます ので御説明を割愛させていただきたいと思います。以上です。

都留委員

ありがとうございました。以上の資料につきまして、何か質問等がありましたら御発言ください。

(無し)

都留委員

よろしいですか。特に無いようですので、中央最低賃金審議会の答申 を参考として、今後専門部会において、金額審議をお願いしたいと思い ます。

それでは、議事(2) 東京都最低賃金の改正決定に係る意見についてに 移ります。事務局から説明をお願いします。

賃金課長

東京都最低賃金の改正決定に係る意見につきましては、最低賃金法第25条第5号・同法施行規則第11条第1項に基づき、令和元年7月3日付けで意見聴取の公示を行いました。提出期日までに26件の意見書の提出がありましたので、資料の167ページ以降の資料2の「東京都最低賃金の改正決定に係る意見書」として、お手元にお配りいたしました。また、意見書ではありませんが、参考1から参考3として、別途要請書等の提出がございました。また、参考4といたしまして、東京春闘共闘会議から「全都募集時給調査報告」につきましてお配りさせていただいております。黄色い表紙のものです。厚いので別冊としてお配りさせていただいております。それでは、意見書の要旨及び要請書等につきまして、小林課長補佐より御説明いたします。

課長補佐

私からは、各労働者団体・個人からいただいた意見書に関しまして、 その要旨を御紹介いたします。意見書は全部で 26 の団体又は個人からい ただきました。各団体又は個人から出た意見はお手元の資料の 167 ペー ジ以降を御覧ください。

資料の 169 ページには意見書の提出者一覧表があります。ここには、 26 件の意見書の一覧が記載されております。意見書の一覧ですが、東京 労働局で受け付けた日の順で並べています。審議会に対する意見ですが、 各団体等から提出された意見の中で多くに共通する意見については、最初にまとめて御紹介いたします。その後、各団体特有の意見・要旨については、東京労働局に届け出られた順に御紹介いたします。まず、各意見書の多くに共通する意見について御紹介します。意見内容ですが、大きく2つの項目に分けられます。第1に最低賃金額に関する意見、第2に最低賃金審議会の運営について、在り方についての意見です。

まず、最低賃金額についての意見です。今では全国どこでも生活の質は変わらず、生計費に差がないことから全国一律の最低賃金とすること、東京では必要最低限の生活を確保するため、時給 1,500 円とすることといった意見です。

次に、最低賃金審議会の運営の在り方についての意見です。大きく 3 点あります。一つ目は、全ての最低賃金審議会専門部会の議事録をホームページで公表すること、二つ目は、全ての最低賃金審議会専門部会を全面公開し、最賃審議の透明性を確保すること、三つ目は、東京で暮らす労働者、非正規雇用の労働者、最低賃金に近い収入で暮らす若年労働者からの直接意見陳述を審議会の場で実現することといった意見です。

次に、提出のあった各団体等の意見書に触れます。しかし時間が限られていますので、意見書の全文を読むことは割愛させていただき、各団体等の特徴的な意見を中心に御紹介させていただきたいと思います。なお、労働組合の印影、労働組合の代表職名の印影、個人の印影については当局にてマスキング、いわゆる黒塗りをしています。マスキングした理由ですが、これらを公に出すことに各団体及び個人の権利利益を害する恐れがあるためです。

最初に、三多摩国民春闘共闘会議からの意見です。資料の 171 ページを御覧ください。その意見趣旨としては、最低賃金審議会は自治体の意見書を踏まえ、労働者全体の生活実態を直視し、十分吟味して引上げ額を決めるよう強く求めるものであると述べています。なお、三多摩春闘共闘会議は三多摩の各自治体で国と都に生計費原則に基づく最低賃金を求める意見書の採択を求める行動に取り組み、三鷹市、武蔵野市でそれぞれ意見書が採択されています。

続きまして、資料の 177 ページを御覧ください。武藤睦美さん個人からの御意見であります。意見趣旨ですが、非正規労働者はできるだけ長時間労働をしなければ、普通に暮らせない状況下にあり、働き方改革やテレワークでも蚊帳の外に置かれている。今年の 10 連休と言われたゴールデンウィークは、新天皇即位のおめでたい祝日であるにもかかわらず、その祝日を呪う者さえ出てしまいました。このような現状を認識してい

ただき、時給で働く私たちの実情を知っていただきたいと述べております。

次に、資料の179ページを御覧ください。JMITU東京地方本部からの意見であります。意見趣旨ですが、全国の最低生計費調査結果を見ると、地方であっても物を買う値段は変わらないため、全国一律最低賃金を求めるというものです。世界的に見れば地域別最低賃金を導入している国は、全体のわずか3%に過ぎないということを委員の方に認識を持っていただきたい。また新卒等新たな労働者は給料の高い地域に流れてしまい、労働者の流失や地方の過疎化につながるということの認識を持って審議に臨んでいただきたいといった内容です。

続きまして、資料の 181 ページを御覧ください。西多摩地区労働組合 総連合からの意見であります。

その意見趣旨ですが、私達労働者の実質賃金はこの 6 年、年収ベースで 10 万円以上減っており、所得格差も拡大している。最低賃金を大幅に引き上げれば多くのパート・アルバイト・非正規労働者の生活改善につながる。また、今年は消費税 10%増税が予定され、中小零細企業の労働者に対して、賃上げできる抜本的施策が必要であるが、現状では業務改善助成金制度のみであり、フランスのように社会保険料の事業主負担の軽減策を取り入れることを、中小事業主も求めているといった内容です。

続きまして、資料の 183 ページを御覧ください。東京地評・青年協、東京労連青年部からの意見です。意見書の要旨ですが、青年に対して最賃路上アンケートで時給 1,500 円になったら何をしたいのかと問うと「旅行に行きたい」「遊びたい」といった意見より「貯蓄をしたい」「大学に行きたい」との回答が上回ったなど青年労働者の実態を挙げ、生計費として時給 1,500 円は最低限度の水準であることを訴えております。青年労働者の生活実態を踏まえて、東京都の最低賃金が健康で文化的な生活を送るに足るかどうか、人たるに値する生活を保障するものかどうかといった事実を前提として審議していただくことを求めるという内容であります。

次に、資料の 185ページ、東京土建の村山大和支部、次のページの 187ページの新宿支部、189ページの板橋支部、191ページの文京支部、197ページの江東支部、199ページの三鷹・武蔵野支部、少し飛びまして 221ページの足立支部からの意見なのですけれども、ほぼ同じ内容ですので、あわせて説明させていただきたいと思います。資料の 185ページを御覧ください。意見書の趣旨ですが、国交省や業界団体は、建設労働者の賃金水準の改善を図ったり、適切な賃金支払いの条件整備を進めているに

もかかわらず、現場で働く建設労働者の賃金水準は相変わらず低く、組合の調査では平均 1 万 6,000 円程度、技能実習生、外国人建設就労者においては 8,000 円程度など最低賃金張り付きの実態があり、建設労働者全体の賃金水準への影響が懸念される。よって、最低賃金の大幅な引上げは、労働者の賃金を底上げし、貧困の解消、建設労働者の賃金引上げにつながる。これらの情勢と社会的要請にこたえることが、貴審議会に強く求められるといった内容です。

続きまして、資料の 193 ページを御覧ください。全労連・全国一般労働組合東京地方本部からの意見であります。その意見趣旨とは、全国一般の組合員の中には最低賃金が上がらなければ自分の賃金も上がらない。年収 200 万円前後の賃金を強いられている労働者が多数存在している。また、公務・公共サービスに従事する労働者は、国や自治体が委託単価を異常に低く抑えるために地域最賃で働いているなどの労働実態を挙げた上で、最低賃金の決定要因に企業の支払い能力があるが、最も非正規雇用労働者を雇用している大企業と自治体は今すぐにでも、我々が求める時給 1,500 円の実現は可能であること、中小企業に対しては税制面、法制度面での公正取引の実現など、実効性のある中小企業支援をすべきであることといった内容であります。

続きまして、資料の 201 ページを御覧ください。公立大学法人首都大学東京労働組合からの意見です。その意見趣旨とは、大きく 3 つに分かれますが、1 番目としましては、今年の秋に消費税 10%への増税も予定されていて、必要最低限の生活を確保するには、時給 1,500 円以上が必要であること。

2番目としまして、大企業の内部留保を活用すれば、最低賃金を上げて も対応でき、さらに中小企業へは業務改善助成金制度だけでなく社会保 険料の事業主負担の軽減を実施することも可能であること。

3番目としまして、大学生や大学院生の多くはアルバイトをして卒業後も奨学金という多額の借金を抱え、その生活は年々厳しさを増しているということ。以上意見の内容でありました。

続きまして、資料の 203 ページを御覧ください。三多摩地区労働組合連合協議会からの意見であります。その意見趣旨ですが、2008 年度に首都圏の労働組合が、労働運動総合研究所と共同して行った、独立した若者の最低生計費試算は 22 万円から 24 万円でした。しかし、10 年たった現在、東京都の最低賃金は 985 円で、年間 2,000 時間働いても 197 万円、月約 16 万円にしかならず、10 年前の調査の最低生計費に対して 6 万8,000 円以上不足し、健康保険料が支払えないから病院に行けない、月末

になると三度の食事もままならないといった悲痛な声になって労働組合 に聞こえてきます。8時間働けば、誰もが憲法の保障する健康で文化的な 最低限度の生活ができる賃金を最低限とすべきであり、最低賃金の抜本 的な引上げを求めるといった内容であります。

続きまして、資料の 205 ページを御覧ください。生協労連東京都連合会からの意見です。その意見趣旨は、現在の東京都最低賃金 985 円では生活が成り立たないため、やむを得ずダブルワークを行い、長時間労働が原因で健康を害し、生産性の低下につながっている。最低賃金の低さは子供の教育にも影響し、教育の貧困は貧困の連鎖につながる。貧困を無くすとともに健康で働き、労働の生産性による生産性向上の観点からも、賃金引上げにつながる最低賃金の大幅な引上げを求める。また、全国の生協で販売される商品は地域差がほとんど無いため、生活できる賃金として全国一律最低賃金 1,500 円を求めるといった内容です。

資料の 207 ページを御覧ください。全国印刷出版産業労働組合東京地方連合会からの意見です。その意見趣旨は、全印総連が毎年実施している家計調査においても、2019 年調査では 15 年前の生活よりも 1 割以上貧しくなった。正社員でさえ「ぎりぎりでショック」「税金・社会保険の負担が大きい」「貯蓄する余裕がなく老後が心配」「学費が圧迫し貯金ができない」という声が多いなどという実態をふまえたうえで、健康で文化的な生活を営む上には東京の最低賃金を時給 1,500 円にすべきだといった内容です。

続きまして、資料の 209 ページを御覧ください。東京自治体労働組合総連合からの意見であります。その意見趣旨ですが、人口が増えた自治体は東京、神奈川、埼玉、千葉、沖縄で、それ以外の自治体は人口が減少したとの報道がありました。これは、沖縄を除き最低賃金が起因しています。しかし、今日全国どこでも生活の質は変わらないため、全国一律最低賃金制度となるよう東京から発信していただきたい。そうすることによって地方からの人材流出を防ぎ、疲弊する地域を活性化させることができるといった内容です。

続きまして、資料の 211 ページを御覧ください。東京春闘共闘会議からの意見であります。この意見趣旨ですが、生活できる賃金額となるように最低賃金の大幅な引上げを求め、同時に賃上げが厳しい中小零細企業の賃金体系の底上げのために、実効性のある中小企業支援策の拡充が必要であることを主張し、全国一律最低賃金、東京で早期に時給 1,500円を求めるといった内容であります。また、審議会として、東京で若年単身者世代が生活する上で必要な賃金は幾らなのか、実態を調査し、生

計費を根拠に最低賃金を議論することを求める内容であります。また、 資料の 212 ページ記の 2 のところに、別冊資料と書かれていますけれど も、お手元の黄色の冊子、参考 4 「全都募集時給調査報告」をお配りし ていますが、都内の平均時給は 1.088 円であるとの内容であります。

続きまして、資料の 213 ページを御覧ください。東京地方医療労働組合連合会からの意見であります。その意見趣旨は、医療福祉労働者は全国どこでも高水準の医療・介護を提供しなければならないのに、賃金は地域によって格差が存在しており納得できない。高齢化が進む中、医療、介護、福祉への国民のニーズは高まり続けているが、従事者は非正規雇用労働者が多く、賃金は低い。低賃金実態を放置したままでは国民の要求にこたえる医療と看護・介護の提供は、困難であり、人手不足を解消するためにも、賃金水準の引上げが求められるといった内容であります。続きまして、資料の 217 ページを御覧ください。東京地方労働組合評議会女性センターからの意見です。その意見趣旨は、女性の貧困、子どもの貧困を無くし、誰もが健康、妊娠、出産、子育てについて自ら選択することができ、どの道を選んでも安心して生活できるように、また非正規労働者を選ばざるを得ない女性労働者が輝いて働けるように、さらに青年が結婚や子どもを持つことをためらうことがないように最低賃金の引上げが必要であることといった内容であります。

続きまして、資料の 223 ページを御覧ください。日本出版労働組合連合会東京地域協議会連絡会からの意見であります。その意見趣旨ですが、地域最賃と業種別最賃は、屋上屋を重ねるものとの意見があり、出版最賃は今年廃止となったが、事業所の規模や労働組合の有無によっては賃金格差が生じているという現象がある。資料の 225 ページの厚生労働省の「賃金構造基本統計調査」、これは平成 29 年度の調査ですが、この調査によると、映像、音声、文字、情報制作作業において、10 人から 99 人規模と 1,000 人以上の規模の事業所で全労働者では 1.79 倍の格差があり、また、東京都産業労働局の「中小企業の賃金・退職金事情」、これは平成 30 年度のものですが、映像、音声、文字、情報制作業において事業の労働組合があるかないかで賃金が 1.28 倍の格差があるとの結果が示されている。これらの結果を見れば、事業所の規模や労働組合の有無によって賃金格差が生じており、公正競争の阻害要因となっていることは明らかであるといった内容であります。

続きまして、資料の 227 ページを御覧ください。民事法務労働組合からの意見です。なおタイトルに、意見を申し述べる旨の記載がなかったため、7月19日提出期限の審議会に対する最低賃金の改正決定に係る意

見書であるということを、持参者から確認のうえ受領いたしました。したがって、意見書として受付けています。この意見趣旨なのですけれども、法務局乙号業務は、2006年に市場化テストにより競争入札制度が導入され民間に委託されている。業務は全国同じ業務であり、法務局の発行する証明書は全国一律料金である。しかし、ある受託会社は東京と鹿児島では245円の時給格差があるため、全国同額にするよう交渉したところ、各都道府県の最低賃金が入札価格を決めている。入札額が違うため、同額にはできないと回答している。しかし、最低賃金が基準になる時給では貧困ラインを割っている。全国一律の最低賃金制度の導入と共に賃金格差を是正し、少なくとも公務員の最低賃金まで引き上げることを求めるといった内容であります。

資料の 229 ページを御覧ください。民放労連関東地方連合会からの意見でございます。その意見趣旨は、今年から働き方改革法が施行され、長時間労働残業 100 時間が違法状態になった。放送産業は長時間労働が常態化しており、プロダクションで働く労働者は、残業代で生活しているのが実態です。

長時間労働が無くなるのはいいけれども、給料が下がるのは勘弁してほしいというのが多くの職場の声である。8時間働いて普通の生活をするには、最低賃金が 1,600 円必要と報告されている。そこで、長時間労働をなくすためにも最低賃金を全国一律 1,500 円に、早急にすることを強く求め、中小企業支援策として、業務改善助成金ではなく、最低賃金助成金(仮称)を確立し、大幅に引き上げることを審議会として、都政及び政府に求め、審議会は最低賃金を決定する上で、生計費から責任を持って説明できる最低賃金にしていただくことを強く求めるといった内容であります。

最後になります。資料の 231 ページを御覧ください。郵政産業ユニオン東京地本からの意見であります。その意見趣旨は、郵政に働く非正規社員を例に挙げると、2016 年春闘アンケートで生活実態では「生活が苦しい」が 7 割を超えている。よって、最低賃金が大幅に引き上げられれば郵政に働く非正規社員の生活改善にもなる。大幅な引上げのためには実効性のある中小企業支援策の拡充が必要になり、業務改善助成金制度のみでは実効性がなく、例えばフランスで実施されている社会保険料の事業主負担の軽減策を導入することを、中小事業主は求めている。こういった情勢と社会的要請に応えることが貴審議会に強く求められているといった内容であります。

以上、令和元年度の東京都最低賃金額の改正審議にあたって東京地方

最低賃金審議会に寄せられた意見の要旨を御紹介いたしました。

続きまして、意見書ではありませんが、最低賃金に対して陳情・要請 がありましたので御紹介します。お手元の資料のうち後ろの方ですが、 インデックスに参考と書かれた資料がありますので、そちらを御覧くだ さい。資料の328ページの次に、第409回東京地方最低審議会参考目次 とありますが、そこに付けられています参考 1 を御覧になっていただけ ればと思います。参考1として、東京春闘共闘会議より、2019年7月25 日付で東京地方最低賃金審議会会長、東京労働局長宛、「全国一律最低賃 金制度と東京での時給 1,500 円の実現 東京最賃審議会の全面公開と意 見陳述を求める要請書」と題し、1、全国一律最低賃金制度と直ちに全国 加重平均時給 1,000 円以上の実現、必要かつ実効性のある中小企業支援 策の拡充を本省に強く要請すること。2、普通に一人で暮らせる賃金、東 京で早期に時給 1,500 円を実現すべく、2019 年の審議を進めること。3、 最低賃金の審議にあたり、東京春闘共闘加盟組合から提出した関係を討 議材料とすること。4、最低賃金審議会専門部会の完全な情報公開、専門 部会も含めて全面公開すること。5、東京で暮らす最低賃金ラインの正 規・非正規労働者の直接意見陳述を公開の審議会の場で実現すること。6、 10 月改定に向け審議会専門部会で審議材料と資料を明らかにすること。 以上を求める文書が提出されております。

次に、参考3です。2019年7月25日付で「最低賃金の大幅引き上げ、中小企業の支援強化で日本経済の再生を全国一律最低賃金制度の創設と東京で早期に1,500円の実現を求める要請」に関する要請項目として、1、今すぐどこでも時間額を1,000円以上引き上げ、東京で早期に1,500円を実現すること。2、最低賃金の地域間格差をなくし、全国一律の最低賃金制度の創設を目指すこと。3、最低賃金額は時間額だけでなく日額、月額も明示すること。4、最低賃金引き上げにともない、中小企業支援策を拡充することを掲げ、個人署名1万1,697筆を添えて請願書が提出されております。

なお、これは前回 408 回の本審にて紹介しました、東京春闘共闘会議からの要請署名の追加分であり、累計個人署名数は 1 万 8,673 筆となりました。以上の要請文原本及び署名原本につきましては、中央のテーブルに置かせていただきました。次に、1ページ戻っていただきまして、参考 2 ですけれども、東京地方労働組合評議会、パート・非正規労働者連絡会から提出された要請書の写しになります。「法を守って人間らしく暮らせる最低賃金として全国一律、時給 1,500 円以上を求めます」と題し、東京都の最低賃金時給は 985 円で、年間 1,920 時間働いてもワーキング

プアと呼ばれる年収 200 万円に届かず、健康で文化的な最低限度の生活を営む水準とは言えない。特に女性が多い非正規労働者は、最低賃金すれずれの時給での労働を強いられている層が多数おり、これは女性への間接差別ともなっている。こうした状況を容認する最低賃金は、もはや人権問題といえる。地域経済の疲弊を防ぐためにも、全国一律最低賃金制の実施が必要であり、私たちは全国一律最賃制の実現を求めている。以上を踏まえて、貴審議会においては政策的な見地に立って全国平均1,000円以上を確保するためにも、時給1,500円以上の賃金設定に努められるよう求めるといった内容であります。以上です。

都留委員

ありがとうございました。それでは、提出された意見書等について御 意見をお伺いしたいと思います。まず労側委員はいかがでしょうか。

吉岡委員

私どもの中では、同じように 1,500 円や 1,000 円を超えるというよう な意見がありますけれども、今回、この御意見に関して、我々労働側の 方も発言をさせていただきます。私は出身が連合であります。東京の構 成組織の中で、約40万人が所属するUAゼンセンには、流通業、小売業、 卸売業、サービス業、介護業などにおいて、非正規若しくは有期契約で 働く労働者が約70%を超えているという状況であります。介護関係の方 であれば介護のクラフトユニオン、人材派遣業の方であれば人材ジェネ ラルサービスユニオンということで、UA ゼンセンの中に組織され、今共 に活動しております。そのような業種で働いている方々の中には、最低 賃金周辺で働いている方々が数多くいらっしゃることが事実であります。 様々な御意見をいただいた中には、フルタイムで働いたとしても、年収 が 200 万円に届かないというようなことが書かれていますが、このこと も事実であります。この中には書いていませんが、一部には年収200万 円という方が主たる生計者になっているというのも事実であります。そ ういうことについては私どもも共感できる部分があるということでござ います。特に昨日や本日の新聞等を見ていますと、東京の最低賃金が既 に1,013円になるなど、1,000円を超えるということが書かれております。 今のままでは、経営がままならないというような声を上げている中小企 業の経営者の方がいるというのも我々は聞いております。中小企業に対 して、付加価値を適正に配分できる社会、価格転嫁の問題、無理のない 納期の問題など、そういう問題もこの機会を契機にし、社会を通じて様々 な視点で解決をしていかなければならない問題であると認識しておりま す。我々には皆様からいただいた御意見を含めた共通の課題もあり、連 合の構成組織の皆様とともに、今回の最低賃金の審議会の中で、正面か ら議論を進めていきたいと思っております。今年も前年同様に、このよ

うな意見を踏まえて我々も対応させていただきたいと考えており、そのように私ども労働側としても御意見を申し上げたいというところでございます。

都留委員

ありがとうございました。次に、使側委員はいかがでしょうか。

海老澤委員

いろいろ御意見があろうかと思いますけれども、そういった意見を十 分に考慮に入れて、今後審議に臨みたいと思っているところでございま す。

都留委員

他にありませんか。

(無し)

都留委員

よろしいですか。今回提出された意見書を通じて、働いている方の様々な実態が伝わってきたかと思います。また審議会の運営に関しても様々な御意見があることを理解いたしました。

次に、議事(3)労働経済関係統計資料等についてですが、事務局から 説明をお願いします

賃金指導官

私からは、中央最低賃金審議会関係資料及び資料3から資料12に基づいて説明をさせていただきます。まずお手元の資料の19ページ、資料1-3を御覧ください。今年の7月22日中央最低賃金審議会の第2回小委員会が開催され配付された資料になります。

資料の 21 ページを御覧ください。「令和元年賃金改定状況調査結果」の内容でございます。調査対象事業所につきましては、令和元年 6 月 1 日現在の常用労働者数が 30 人未満の企業、約 1 万 6,000 事業所へ調査票を送付し、回答のあった 5,009 事業所を集計したものになります。主な調査事項につきましては、5 の (2) にありますように、昨年 6 月と今年 6 月の月間所定労働時間数及び所定内賃金額です。そこから賃金の上昇率などを算出しております。

資料の22ページの第1表を御覧ください。こちらは、今年1月から6月までの賃金の引上げ、引下げ、あるいは賃金の改定を実施しなかった等の区分に基づいて事業所単位で割合を集計したものになります。左側に産業計の欄がございます。東京が含まれるAランクにおきましては、1月から6月までに賃金引上げを実施した事業所の割合が51.0%、ちなみに昨年は44.6%でした。賃金の引下げを実施した事業所の割合が1.0%、昨年は0.8%でした。賃金の改定を実施しない事業所の割合は33.0%であります。昨年は36.9%でした。7月以降に改定を予定している事業所の割合は15.1%、ちなみに昨年は17.8%でした。順に右側に見ていただき

ますと、製造業、卸小売業、飲食サービス業、医療福祉、その他のサービス業とそれぞれ業種に分かれており、事業所単位で賃金改定を行った事業所の割合が示されております。

続きまして、資料の23ページの第2表を御覧ください。第2表は平均 賃金改定率を事業所単位で集計したものになります。Aランクの産業計の 欄を見ていただきますと、賃金の引上げを実施した事業所の平均賃金額 改定率は2.6%、賃金の引下げを実施した事業所におきましては、賃金改 定率はマイナス2.9%、賃金改定実施事業所及び凍結事業所の平均賃金改 定率は1.2%となります。この賃金改定実施事業所及び凍結事業所の平均 賃金改定率は、賃金引上げ事業所の平均賃金及び改定事業所の状況をそれぞれ事業所単位で加重平均したものとなっております。

資料の24ページの第3表を御覧ください。賃金の引き上げ率の分布状況を示したものになります。

産業計のAランクを御覧いただきますと、第1四分位が1.3%、中位分位数2.4%、第3四分位数が4.2%で、分散係数が0.6%となっております。分散係数とは数値の散らばり具合を見る数値になります。分散係数が大きくなればなるほど分散の幅が広がっていることを意味します。つまり賃金改定率の事業者間の散らばり具合が大きいということを意味します。今回0.6という数字が出ておりますが、昨年は0.48という数字でしたので、分散係数は昨年よりは広がっているということになります。つまり昨年よりは全体として分散しているということが分かります。

続きまして、資料の25ページ以降の第4表を御覧ください。第4表は 賃金上昇率を示したものになります。25ページの第4表①と26ページ の第4表②の2種類がございます。25ページの第4表①の方は男女別で 集計した結果が示されております。

第 4 表②の方は一般・パート労働者別で集計した結果が示されております。25 ページの第 4 表①の男女計の A ランク、一番左端の産業計の欄を御覧いただきますと、1 時間あたりの賃金額として、平成30 年 6 月においては1,540 円だったものが、今年の6 月には1,560 円になったことを読み取れます。賃金上昇率としては1.3%、右側には平成30 年度が載っており、1.4%という数字でございました。ちなみに、下の一番下段の、女性のA ランク欄をご覧いただきますと、賃金上昇率は1.9%、これは昨年同様の上昇率となっております。

26 ページの第 4 表②は先ほど御説明しましたように、一般労働者とパート労働者別の集計となっております。一番下の欄がパート、上の欄が一般、最上段が一般とパートの合計となっております。パートタイム労

働者の定義ですが、1日の所定労働時間、又は1週間の所定労働日数が通常の労働者よりも低い者をパート労働者として定義づけを行っております。一般・パート計の一番上のAランクの一番左端の産業計の欄を見ていただきますと、賃金上昇率は1.3%というふうになっています。これは当然のことですが、第4表①で説明しました数字と同様となっております。下段のパート労働者の賃金上昇率は、1.8%となっております。資料の27ページから31ページに参考1から参考5までありますが、これらの説明については割愛させていただきます。

33ページの資料 2 を御覧ください。こちらは、生活保護と最低賃金との関係資料になります。34ページのグラフは、生活保護と最低賃金のかい離についての数字になっております。上の実線が最低賃金、下の破線が生活保護の水準を表しております。東京は一番左端に記載されております。

35 ページの折線グラフと見比べていただくと、かい離幅が広がっていることが分かります。これは昨年、東京都の最低賃金が27円の引上げになりましたので、34ページの最低賃金額に引上げ額27円を加えたものが35ページの折れ線グラフになります。これは、最低賃金が27円引上げられたため、かい離幅が広がったということになります。

このグラフを表にまとめましたのが次の36ページの表になります。東京はページの上から3分の1辺り、千葉の下に記載されています。左端の欄の平成29年度データに基づくかい離幅の欄を御覧いただきますと、生活保護と最低賃金のかい離幅が99円であったことが分かります。つまり、最低賃金が99円上回っていたという状況でした。これに、先ほど御説明しましたように、27円の引上げがございましたので、99円に27円を加えまして126円、現在、最低賃金の方が126円上回っているということを示したものになります。東京以外も全ての都道府県におきまして、全て三角の印が付いております。これは、全ての都道府県において最低賃金が生活保護水準を上回っているということを示したものになります。

次に、資料の 37 ページの資料 3 を御覧ください。A ランクにおける 30 年度の欄を見ていただきますと、未満率は 2.4%になります。30 年度の影響率は 15.3%ということになります。東京局の集計結果につきましては、後ほど御説明させていただきます。

資料の38ページは都道府県ごとの未満率及び影響率が示された折れ線グラフになっております。41ページの資料4以下には目安小委員会の資料がございますけれども、説明は割愛させていただきます。

次に、事務局で作成した 233 ページ以降の資料 3 について御説明させ

ていただきます。今年の7月3日の本審議会でもお付けした資料の最新版となっております。235ページの労働経済関係資料その1は、雇用賃金労働時間、求人倍率等の雇用状況に関する資料となります。237ページの労働経済関係資料その2には、工業指数、所得消費、物価指数、企業倒産等の状況といった、雇用を取り巻く経済環境に関する資料となっております。

続きまして、239ページ以降の資料 4 は指標の推移になっております。 241ページの資料 4-1 は、東京都及び内閣府で発表している都内総生産、 国内総生産の数値になっております。平成 28 年度の都内総生産は、104 兆 4.700 億円で、前年度から 0.6%増です。

平成29年度の都内総生産は、速報値ですけれども、106兆9,099億円、 平成30年度におきましては、見込みの数値となっておりますが、108兆 2,177億円となっております。都民経済計算年報につきましては、勤労統 計調査の再集計値を公表されたことを受け、雇用者報酬を再集計し、令 和元年7月9日に再集計値が公表されたものとなっております。

続きまして、資料 4-2、242 ページを御覧ください。内閣府で発表されている都民および国民 1 人あたりの所得および雇用者報酬の額になります。なお、1 人あたりの都民・国民所得は総人口で割ったものとなります。1 人当たりの雇用者報酬は、雇用者数で割った数値になります。

資料 4-3、243 ページを御覧ください。東京都内の中小企業の設備投資の動向について、四半期ごとの推移を示したものになります。

資料 4-4、244 ページを御覧ください。内閣府から発表されている「機械受注統計調査報告」に基づく資料になります。民間設備投資の先行資料として、船舶、電力を除く民需の動向を示したものになります。

資料 4-5、245 ページを御覧ください。こちらは、国土交通省総合政 策局に毎月発表されている「建築着工統計調査」に基づくものです。

資料 4-6、246 ページを御覧ください。こちらは、経済産業省が実施している「商業動態統計」の百貨店・スーパー販売額の統計数値になっております。

続きまして、247ページ以降、資料 5 は経済情勢関係資料になります。 249ページ以降の資料 5-1 には全国の景気を示す指標として、本年 7 月 1 日に発表されました日銀の「短観(概要)2019 年 6 月」の全文を掲載させていただいております。全国の約 1 万社の企業を対象に四半期ごとに実施しているものになります。

続きまして、265ページの資料 5-2、「東京都中小企業の景況」になります。こちらは、東京都の中小企業の景気を示す指標として、東京都産

業労働局から発表されたものになります。都内の中小企業 3,175 社を対象に、各月の初めに前月の景気動向を調査し、その月の下旬に公表しているものになります。本年 7月 23 日に発表されました調査結果全文を掲載させていただいております。

続きまして、271ページ以降に記載しております資料6の説明に移ります。まず、資料6-1から6-3までの資料におきましては、「賃金構造基本統計調査」の数値から事務局が作成した資料となります。273ページの資料6-1は東京都内における高卒、大卒の新規学卒者の初任給の額の推移を、それぞれ男女別に集計したものになります。資料6-2、274ページを御覧ください。短時間労働者のうち、女性の1時間あたりの所定内給与の推移を示したものになります。最低賃金の影響を受けやすいといわれる女性に着目した形での作成した資料になります。東京都内の企業規模が5名から9名までと10名以上に分けて集計したものになります。

続きまして、275 ページの資料 6-3 になります。東京を含めた A ランク内及び全国平均における女性の短時間労働者の 1 時間あたりの所定内賃金額の推移を、グラフでまとめたものになります。

続きまして、資料の276ページ以降の説明に移ります。資料6-4になります。これも7月3日の本審において資料として提示させていただいておりました春季賃上げ状況の最終結果の資料を付けさせていただきました。資料の278ページには、過去10年間の要求妥結結果及びグラフが示されたものが付けております。

続きまして、279ページ以降の資料7の説明に移りたいと思います。こちらは、生計費関係の資料になります。281ページの資料7-1は、Aランク内主要都市における標準生計費の推移の数値を比較したものになります。

続きまして、282ページの資料 7-2 です。A ランク内における家計収支の推移です。総務省が発表しております全国消費実態調査に基づき、主要都市の実収入、実支出等の推移を表にまとめたものになります。

続きまして資料 7-3、283 ページを御覧ください。A ランク内における消費者物価地域差指数の推移になります。消費者物価地域差指数は、都道府県所在地および政令指定都市の51市について、その平均を基準とした年平均数値になります。消費者物価指数は時間の経緯による物価変動をみるための指数であるのに対して、この消費者物価地域差指数は、その年における地域間の物価水準の差を表すための資料となっております。

続きまして、284ページ、資料7-4を御覧ください。平均消費者性向

の推移について記載しております。注意書きにございますように、平均 消費者性向とは、可処分所得に対する消費支出の割合を示したものにな りまして、どの程度消費の支出があるか、どの程度消費マインドが高ま っているかを数値化したものになっております。

続きまして、285ページ以降の資料 8 を御覧ください。最低賃金の推移関係資料になります。287ページの資料 8-1 ですが、こちらは東京を含めた A ランク内における地域別最低賃金の推移になります。平成 20 年度以降の A ランク内で決定されております、最低賃金額引上げ率、発効日をまとめた表になっております。

続きまして、288ページの資料 8-2 を御覧ください。こちらは、Aランク内における最低賃金額と一般賃金水準との比較になります。左から一般労働者、パート女性労働者、高卒初任給となっており、賃金水準と最低賃金の比率比較を、その経年度の推移を表したものとして表にまとめております。いずれも企業規模 10 人以上の事業所の常用労働者の数で、「賃金構造基本統計調査」に基づく資料となります。一番左側の所定内給与月額の欄を御覧ください。上から 2 番目の小かっこ内は時間換算額の数値となっております。その下の山かっこ欄は、当該時間換算額に対する地域最賃時間額の比率となります。

黄色の欄の大かっこが、東京を 100 とした地域差指数を示しております。真ん中の欄にあるのは、短時間労働者の女性の 1 時間単位の所定内給与額となります。その下の山かっこは先ほどと同様に、当該時間換算額に対する地域最賃時間額の比率となります。

東京の場合、最低賃金の比率が 75%であるのに対して、先ほど中央最低賃金審議会での話も少し出ていましたけれども、神奈川、愛知、埼玉にあたっては 8 割を超えているということがこの表から分かります。 黄色の欄におきましては、先ほどと同様に東京を 100 とした地域差指数を示しております。

続きまして、289ページの資料 8-3 を御覧ください。こちらも A ランク内における全国加重平均による地域別最低賃金の影響率と未満率の推移を表したものになります。注意書きにありますように影響率は当該年度の最低賃金の改正により、その改定後に最低賃金を下回る労働者数の割合になります。一方、未満率につきましては、当該年度の最低賃金を引き上げる前、つまり現在設定されている最低賃金を下回っている労働者の割合になります。具体的に申し上げますと、平成 30 年度の東京の場合、影響率は 985 円に最低賃金を引上げたことによって、賃金を引き上げないと最低賃金未満になる労働者の割合が 11.6%であったということ

になります。未満率につきましては、985円を下回っている労働者の割合が 3.3%であったということを示した資料になります。

続きまして、資料の 291 ページの資料 9 になります。今年の最低賃金に関する実態調査ということで、令和元年度最低賃金に関する基礎調査結果になります。資料 9-1、293 ページを御覧ください。調査対象事業数ですけれども、東京労働局の場合、今年約 3,000 事業所に調査票を送付し、約 1,200 事業所より有効回答を得まして、調査対象労働者は約 1 万 4,000 人になっております。

調査結果について御説明いたします。資料の 294 ページを御覧ください。資料 9-2 になります。総括表 (1)、総括表 (2) がございます。いずれも全労働者とパート労働者別の集計になっておりますので、4 種類の総括表があるということになります。

資料の294ページの総括表(1)を御覧ください。欄外に就業形態:(全て)とございますように、全労働者を対象にしたものになります。表の左側が事業所の規模別、右側が年齢別の集計結果となります。左上の合計欄にある2,211,139という数値は復元した労働者数になります。1円刻みに、各行の累積労働者数と累積構成比が示されております。上段が累積労働者、下段が累積構成比になります。未満率につきましては294ページの984円の欄を御覧ください。現在、東京の最低賃金は985円でございますので、984円の欄をご覧いただきますと、984円で支払いを受けている方の累計労働者数、累計構成比が示されております。累計構成比2.5%とありますので、令和元年度における全体の未満率は2.5%という見方になります。297ページを御覧ください。就業形態にはパートとありますようにパート労働者を対象にしたものになります。同様に297ページにございます、984円の欄を御覧いただきますと、パート労働者の未満率は2.8%という数字になっております。

次に、300ページ総括表(2)を御覧ください。こちらは、全労働者とパート労働者別に集計したものになっております。300ページの欄外に、集計形態が全てとなっております。左側が男性の年齢別、右側が女性の年齢別の集計結果となります。

こちらも同様に 1 円刻みの各行に累積労働者数と累積構成比が示されているのは、先ほどご説明しましたように総括表(1) と同様ということになりますので説明は割愛させていただきます。

次に、306ページ以降の資料 9-3 を御覧ください。先ほどの集計表を グラフにしたものになります。1 円刻み、10 円刻み、100 円刻みでそれ ぞれ棒グラフとして表したものになります。それぞれ全体及びパート労 働者のみの分布を分けてグラフに表しております。

次に、310ページ、資料 9-4 を御覧ください。こちらは、東京都における最低賃金の未満率の推移ということになります。先ほど御説明しましたように 31 年度につきましては、未満率が 2.5%になりました。25 年度からの推移をまとめおります。311ページの資料 9-5 です。こちらは、東京都の最低賃金の影響率の推移になります。影響率について、昨年度までの改正までの推移ということになっております。先ほど御説明しましたように平成 30 年度におきましては、11.6%という数値になっております。

続きまして、313ページの資料 10 を御覧ください。最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果に関する指導になります。毎年 1 月から 3 月にかけて、全国で最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導を行っております。上段が東京の数値、下段が全国の数値というふうになっております。左側は法違反の状況になりまして、東京の場合は違反率が 18.7%、全国は 13.7%となっており、東京が全国を上回っています。前年度における違反率は東京が 17.6%、全国は 12.7%であったことから、違反率が共に上昇しているという結果となりました。

続きまして、資料 11、315 ページ以降を御覧ください。最低賃金の国際比較の資料になります。317 ページを御覧ください。日本では基本的に全ての労働者に最低賃金が適用されるのに対して、イギリスでは 25 歳以上、フランス・ドイツでは研修生や職業訓練実習生を除いた 18 歳以上に適用される金額となっております。またアメリカでは、連邦最低賃金より高い州別最低賃金、フランスでは労働協約による地域・業種別最低賃金が定められております。

318ページを御覧ください。韓国における最低賃金引上げ状況と、支援策がまとめられた資料になります。

321 ページ以降の資料 12 を御覧ください。こちらが最低賃金・賃金引上げ等生産性向上に向けた支援に係る資料になります。323 ページを御覧ください。左上の欄に業務改善助成金について載っております。事業所内で最も低い時間給を 30 円以上引上げた中小企業・小規模事業者に対して、設備投資にかかった費用を労働者数に応じて、100 万円を上限に助成する制度となります。また、働き方改革推進支援センターにおいては、賃金引上げのための業務改善に関する相談に関して、経営労務管理の専門家による無料相談をワンストップで支援しております。

業務改善助成金の御案内の資料は325ページに、働き方改革推進支援センターの御案内の資料は327ページに、リーフレットを資料として付

けさせていただきました。東京労働局におきましてもこれらの制度の周知と、中小企業専門家支援事業、さらに安定局等が担当するキャリアアップ助成金の周知を今後も行ってまいりたいと考えております。長くなりましたけれども私からの資料に関する説明は以上となります。

都留委員

ありがとうございました。膨大な資料の説明があったわけですが、た だ今の説明の内容に関して何か御質問があればどうぞお願いします。

(無し)

都留委員 よろしいですか。特にないようでしたら議事(4)その他に進みます。

何か予定の議題以外に審議すべき事項がありますか。

都留委員 特になければ今回はこれにて終了いたします。どうもありがとうござ

いました。最後に事務局から連絡事項があればお願いします。

賃金課長 次回の開催日程でございますが、後日事務局より御連絡させていただ

きます。皆様の御出席をよろしくお願いいたします。以上です。